

平成28年3月8日

答申第684号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、当該視聴者に以前開示した平成23年4月から24年3月の各月の札幌放送局月次合計残高試算表について、「① 当該賞与の計上金額の基本データの作成所管、② ①のデータがどのようなデータを基に作成されたのか」がわかる文書の開示の求めがあった。

NHKは、①として試算表の作成部局を開示したが、②は開示することによりNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため、NHK情報公開規程（以下、規程）第8条1項1号に該当し、開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

再検討の求めの文書は、規程第8条1項1号の不開示情報に該当するため開示することができない。

3 審議委員会の判断

再検討の求めの文書は、規程第8条1項1号に該当すると認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成28年3月8日（第235回審議委員会）

第699号諮問、審議、答申